

○国家公安委員会告示第十二号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第二条第一号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

新任教習指導員（大型）課程、新任教習指導員（中型）課程、新任教習指導員（準中型）課程、新任教習指導員（大自二）課程、新任教習指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型）課程、届出教習所指導員（中型）課程、届出教習所指導員（準中型）課程、届出教習所指導員（普通）課程、届出教習所指導員（大自二）課程、届出教習所指導員（普自二）課程、届出教習所指導員（大型二種）課程、届出教習所指導員（中型二種）課程及び届出教習所指導員（普通二種）課程

附 則

1 この告示は、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和四年国家公安委員会

規則第七号)の施行の日(令和四年五月十三日)から施行する。

2 平成二十八年国家公安委員会告示第三十三号(運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号ロの規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを定める件)は、廃止する。